

国立市民の健康づくり等に関する連携協定書

国立市（以下「甲」という。）と全国健康保険協会東京支部（以下「乙」という。）は、国立市健康づくり事業に係る連携事業者の登録等に関する要綱（平成31年訓令第16号）第7条に基づき、健康づくりの推進に向けた連携及び協力のため、以下の通り協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力を行い、国立市民（乙の被保険者及びその被扶養者を含む。以下「市民」という。）の健康づくりの推進に向けて取組むことで、市民の健康的な生活の実現に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達するため、次に掲げることについて連携し協力するものとする。

- （1） 甲が実施する各種検診等健康づくり事業の情報や、その他健康情報等に
関する乙の事業との連携による普及啓発
- （2） 市民を対象として実施する健康づくり事業の開催
- （3） 市民の健康課題の把握のための特定健康診査結果等の活用
- （4） その他、甲及び乙がそれぞれ実施する健康づくりの推進に関すること

2 前項の連携及び協力の実施時期、実施方法等具体的な事項については、甲乙協議の上、別途定める。

3 乙は、本協定をもって、チラシ等で「国立市民の健康づくり事業に関する連携協定」を締結した法人である旨を表示することができる。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条の連携及び協力の検討又は実施により知り得た情報（相手方の保有する市民の個人情報等、秘密であることが示された情報に限る。）を、相手方の承諾及び当該個人情報に係る市民本人の同意を得ずに、第三者に開示し、若しくは漏えいし、又は他の目的に利用してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了するまでに、甲乙いずれからもこの協定に関し特段の意思表示がないときは、更に1年間更新し、以後も同様とする。

（変更及び解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第6条 この協定の定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年3月27日

甲 東京都国立市富士見台2丁目47番1号

国立市

代表者 国立市長

濱崎真也

乙 東京都中野区中野4丁目10番2号

中野セントラルパークサウス7階

全国健康保険協会東京支部

東京支部長

柴田潤一郎